（見本）

釧路公立大学○○○○○部規約

第1条（名称）

　このクラブは、釧路公立大学○○○○○部（以下、○○○部と称す）と称し、釧路公立大学（以下、本学と称す）に置く。

第2条（組織）

　この○○○部は、本学に在籍する部員と本学の指導教員をもって組織する。

第3条（役員）

　この○○○部に下記の役員を置き、任期は1年とする。中途就任した者は前任者の任期を継承するものとする。再任は妨げない。

　１）部長　　　　　　　　　1名

　２）副部長　　　　　　　　1名

　３）主務（マネージャー）　1名

　４）会計　　　　　　　　　1名

第4条（指導教員）

　この○○○部には、指導教員を置く。

第5条（任務）

　役員の任務は下記のとおりとする。

１）部長は○○○部運営の最高責任者とする。

２）副部長は部長を補佐し、部長が不在の時はこれを代行する。

３）主務（マネージャー）は、部員の健康管理その他事務をつかさどる。

４）会計は、部の会計業務をつかさどる。

第6条（目的）

　この○○○部は、下記のことを目的とする。

　　○○を愛し、且つ自ら○○を○○することにより、精神的・身体的体験を深め、

グループ活動を推進することにより、和と技を制し、共に学生同士の友情と協調

の精神を増し、情操の陶冶と、健全なる人格形成の達成を目的とする。

第7条（活動）

　前条の目的達成のため下記の活動を行う。

　１）他大学、高校等との交流を行う。

　２）各○○大会へ参加する。

第8条（義務）

　部員は○○○部に対し、下記の義務を負うものとする。

　１）○○○部の所属の器物破損、または紛失した者は弁償することとする。

　２）大学の備品を破損、または紛失した場合は大学側と相談することとする。

　３）部会の決定事項はこれを厳守する。

第9条（部会）

　この○○○部は、下記のとおりとする。

　１）部会は部員で構成し、役員選出及び予算、決定、規約の改廃、その他重要事項に

ついて審議、議決する。

　２）部会は部長もしくは、部員が必要としたときに開かれる。

　３）部会は部員の2分の1以上の出席によって成立し、議決は3分の2以上の賛成に

より成立する。

　４）部会の議長は部長があたる。部長が欠席のときは副部長が代行する。

附則

　１）この規約は令和○○年○月○日より施行する。